

令和7年5月29日

入札参加業者 御中

鳥羽市役所総務課

一般管理費等の補正について

このことにつきまして、前払金保証対象外（300万円未満）の工事を積算する場合には、一般管理費等に対する補正係数「1.05」を適用していた土木工事等については、一般管理費等の補正の対象外とします。

適用期日等については下記のとおりとしますのでご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 一般管理費等に対する補正係数の見直し

【現行（前払金支出割合 5%以下）】 1.05

【改正後（一般管理費等の補正の対象外）】 補正なし

2. 適用期日

令和7年6月1日以降に起案する土木工事等について適用する

鳥羽市役所総務課契約管財係

Tel 0599-25-1122